

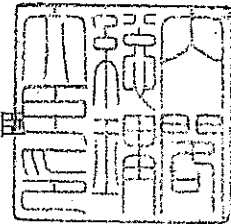


府 公 第 134 号

平成 23 年 10 月 27 日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内 閣 総 理 大 臣



歴史資料として重要な公文書等の申出について（意見照会）

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣最高裁判所長官申合せ）の実施について」（平成21年8月5日内閣府大臣官房長最高裁判所事務総局秘書課長同総務局長申合せ）に基づき、貴館において保存することが適当であると認められる司法行政文書として別添（写）のとおり最高裁判所長官から申出がありましたので、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴館の意見を求めます。

記

1. 申出のあった司法行政文書について移管を受けることの適否
2. 申出のなかった司法行政文書のうち、貴館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該司法行政文書の名称（平成23年度内に保存期限が満了することとなるものに限る）

平成 23 年度移管申出

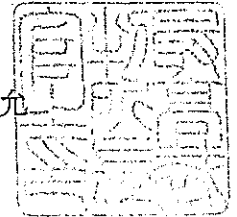
機 関 名	移 管 申 出	
	文書数 (ファイル)	広報資料 (件)
最 高 裁 判 所	3 0	2 7

最高裁秘書第003254号

平成23年10月25日

内閣総理大臣 殿

最高裁判所長官 竹 崎 博 九



歴史資料として重要な公文書等の申出について

(6月30日付け府公第92号に対する回答)

標記の公文書等については、別添のとおり申し出ます。

